

農林水産省設置法の一部を改正する法律案要綱

第一 農林水産省の所掌事務の整備

農林水産省の所掌事務について、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務のうち生産過程に係るものに関することを規定する等の整備を行うこと。
(第四条関係)

第二 地方支分部局の組織等の整備

一 地方農政局の所掌事務の整備

地方農政局の所掌事務について、農林水産物の食品としての安全性の確保に関する事務及び主要食糧に関する事務を追加する等の整備を行うこと。
(第十八条第一項及び第二項関係)

二 地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置

地方農政局の所掌事務の一部を分掌する地方農政事務所を設置するほか、北海道を管轄する北海道農政事務所を設置すること。
(第十九条及び第二十条の二関係)

三 統計情報事務所等の改組

地方農政局の統計情報事務所及びその出張所を地方農政局の統計・情報センターに、北海道統計情報

事務所及びその出張所を北海道統計・情報事務所及びその統計・情報センターに改組すること。

(第二十条、第二十一条及び第二十二条関係)

四 統計・情報センターの地方農政事務所の分掌機能化等

平成十八年度から、統計・情報センターを地方農政事務所の分掌機関とするとともに、北海道統計・情報事務所を北海道農政事務所に統合すること。
(第十九条から第二十二条まで関係)

第三 食糧庁の廃止

食糧庁並びに食糧事務所及びその支所を廃止すること。
(第四章第二節関係)

第四 その他

- 一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。
ただし、第二の四については、平成十八年四月一日から施行すること。
(附則第一条関係)
- 二 その他所要の規定を整備すること。